

## 「年収の壁・支援強化パッケージ」における被扶養者認定Q & A

Q1. 今回の措置はいつから適用されますか？

A1. 令和5年10月20日以降から適用します。

Q2. 今回の措置はさかのぼって適用されますか？

A2. さかのぼって適用されません。

Q3. どのような場合であれば、『一時的な収入変動』として認められますか？

A3. 一時的な収入増加の要因としては、①・②が考えられます。

①勤務先で他の従業員が退職、または休職にしたことによる業務量増加

②一時的に勤務先全体の業務が繁忙となった

なお、時給（基本給）が上がった、常に手当が支給されるなど、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合は、一時的な収入増加とは認められません。

また、自己都合による収入増加も、一時的な収入増加とは認められません。

Q4. 学生も今回の措置の対象となるのでしょうか？

A4. 学生も対象となります。

Q5. 個人事業主（フリーランスや自営業者など）は、対象となるのでしょうか？

A5. 対象となりません。

なお、個人事業主（フリーランスや自営業者など）の収入と、勤務先からの給与収入の両方がある方については、給与収入が一時的な収入変動で増加したことにより、認定基準額を超過した場合は、対象となります。

## Q6.事業主の証明は、いつもらえばいいですか？

A6.下記の①・②に該当する場合に、事業主から『被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書』を取得してください。

### ①新たに被扶養者の認定を受ける場合

※上記証明書とは別に通常提出する必要書類も提出ください。

### ②令和6年度・令和7年度の扶養調査（検認）の調査対象となり、前年度の年間収入が『一時的な収入変動』が理由で超過している場合

## Q7.複数の事業所で勤務している場合、どの事業所から事業主の証明を取得すればいいのでしょうか？

A7.一時的な収入増加がある場合の事業所から事業主の証明を取得してください。

例：3社で勤務している

社名	一時的な収入増加	事業主の証明書
A社	なし	取得不要
B社	あり	取得必要
C社	なし	取得不要

なお、雇用契約書等を踏まえ、複数の事業所で勤務することで年間収入の見込みが持続的に130万円以上となることが明らかな場合、被扶養者に該当しなくなります。

## Q8.事業主の証明を提出さえすれば、引き続き健康保険の扶養に加入できますか？

A8.雇用契約書等を踏まえ、年間収入の見込みが持続的に130万円以上（60歳以上は180万円以上）となることが明らかである場合には、被扶養者に該当しなくなります。

また、社会保険の被扶養者の条件は、収入要件だけではないため、その他の条件を満たしていないことにより、被扶養者に該当しなくなることも考えられます。

## Q9.事業主の証明を提出したにもかかわらず、健康保険組合から被扶養者を外すと伝えられました。どうしてですか？

A9.社会保険の被扶養者の条件は、収入条件だけではないため、その他の条件を満たしていないことにより、被扶養者から外れる場合があります。